証券コード　７０６３
２０２０年9月9日

株　主　各　位

東京都渋谷区松濤一丁目５番３号
株式会社エードット
代表取締役社長　伊　達　晃　洋

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年９月23日（水曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　２０２０年9月２４日（木曜日）午前１０時
２．場　　所　東京都渋谷区渋谷二丁目２２番３号　渋谷東口ビル１階
『ＴＫＰガーデンシティ渋谷』　ホールＡ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第８期（２０１９年７月１日から２０２０年６月３０日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第８期（２０１９年７月１日から２０２０年６月３０日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第２号議案　ストック・オプション（新株予約権）を発行する件

以　上

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会会場にご来場になる株主様は、株主総会開催日のご自身の体調をご確認の上、感染防止に配慮いただくようお願いいたします。ご来場の場合には、マスクの着用をお願いいたします。体調が悪い株主様には、議場への入場をご遠慮いただくようお願いする場合があります。

株主総会の各議案については、ご来場いただかずに書面により議決権を行使することが出来ますので、そちらのご利用もご検討ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://a-dot.co.jp）に掲載させていただきます。
◎株主総会にご出席の皆さまへのお土産はありません。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、堅調な企業業績や雇用情勢の改善、設備投資の増加により、緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大に伴い急速な景気減速が見られ厳しい状況にあります。

このような市況環境のもと、当社グループは、引き続き積極的な事業展開に行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、先行きは不透明な状況にあります。

その結果、当連結会計年度における売上高は2,121,035千円、営業損失は74,568千円、経常損失は88,834千円、親会社株主に帰属する当期純損失は591,342千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は55,715千円です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として700,000千円の調達を行いました。

④　重要な企業再編の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 5 期 (2017年６月期)	第 6 期 (2018年６月期)	第 7 期 (2019年６月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (2020年６月期)
売　上　高(千円)	825,671	1,451,562	2,133,221	2,121,035
経常利益又は経常損失（△)(千円)	104,662	122,794	167,600	△88,834
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（　△　)(千円)	73,629	87,034	108,982	△591,342
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）(円)	44.89	50.06	57.17	△246.02
総　資　産(千円)	434,844	616,140	1,396,796	1,388,341
純　資　産(千円)	197,241	294,240	1,003,560	428,240
１株当たり純資産(円)	114.34	168.81	426.20	175.20

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社カラス	2,000千円	100.0%	クリエイティブサービス
株式会社噂	2,000	100.0	バズサービス
株式会社円卓	7,770	100.0	クロスボーダー・ブランディングサービス
株式会社Ｓｐａｒｋ	8,880	100.0	人材サービス
株式会社ａｒｃａ	10,000	100.0	ブランディングサービス
株式会社BIRDMAN	10,000	71.0	クリエイティブサービス

(注) １．2019年10月29日に、株式会社arcaを設立しました。
２．2019年11月28日に、株式会社BIRDMANを連結子会社といたしました。
３．2019年11月30日付で、株式会社ARUYOは清算結了により連結子会社から除外いたしました。
４．2019年12月27日付で、北京伊藤商貿有限公司は連結範囲から除外し持分法適用会社といたしました。

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、ＩＴ等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及により生活者の情報接点が変化しており、テレビ・新聞・雑誌・ラジオなどの既存広告出稿が伸び悩みを見せております。情報量が急激に増加し、更に顧客ニーズが多様化している中で、消費者から選ばれる商品・サービスとなるためには、既存広告媒体を中心とした広告手法にとらわれないマーケティング活動を行い、商品やサービスのブランド価値を高めていく必要があります。

当社グループにおきましては、顧客ニーズに合わせて各サービスを複合的に組み合わせた形で提案し、更にワンストップで提供することによって、顧客の商品やサービスのブランディングに寄与しております。

また、事業規模の拡大を推進すべく、以下の課題を積極的に対処してまいります。

①　優秀な人材の育成及び確保と事業領域の拡大

当社グループは、これまで適任な人材を採用し、サービスラインナップを増やすことで事業領域を拡大してまいりました。サービスラインナップを充実させることで、多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり顧客からの高い評価が得られると考えております。しかしながら同時に、顧客が顧客自身や商品・サービスの認知・販売促進のために求めるサービスは、当社グループのサービスラインナップの枠を超えた領域にも及んでおり、当社グループが更に顧客ニーズに合ったサービス提案を行うためには、より一層サービスラインナップを充実させ、事業領域を拡大することが必要であると認識しております。

当社グループが提供するサービスの品質は、サービスを提供する人材に依存する部分があるため、当社グループのサービス力の源泉は、発想豊かな優秀な人材により支えられていると認識しております。優秀な人材にとって魅力のあるプロジェクトの提供を続けることで人材流出の防止を図るとともに、新卒・中途採用を積極的に展開し、併せて既存社員の育成に努めてまいります。

②　営業活動の更なる積極展開

当社グループは、知名度の高い大手企業とも多く取引を行っていることから、１社当たりの売上高の比率がグループ売上高に対して比較的大きくなる傾向があります。そのため、特定の取引先顧客に対する依存が低下し、当社の財政状態及び経営成績が更に安定化するよう、より一層営業活動を強化し、新規顧客の獲得に努めてまいります。

③　コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。新たなサービス領域の開拓のために最適な人材の獲得を図り、また、それぞれの領域において専門的な事業を行う会社を設立してきました。今後においても更に人材や子会社等が増加することが想定され、事業の拡大、継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。当社グループの事業規模に応じた適切な体制の構築が必要となり、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任を明確にすることが重要と認識しております。今後においては、内部管理体制の更なる強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束が見通せないなか、当社グループは上記の課題への対処に加えて、当面の間は金融機関からの資金調達等により資金繰りの安定化に取り組み、会社を存続させていくことが喫緊の課題と認識しております。

(5) 主要な事業内容（2020年６月30日現在）

事　業　区　分	事　　業　　内　　容
ブランディング事業	グループ会社各社と連携し、一般消費者へのイメージアップや認識度・購買意欲の向上を図るためのソリューションを提供いたします。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年６月30日現在）

①　当社

本　　社	東京都渋谷区

②　子会社

株式会社カラス	東京都渋谷区
株　式　会　社　噂	東京都渋谷区
株式会社円卓	東京都渋谷区
株式会社Ｓｐａｒｋ	東京都渋谷区
株式会社ａｒｃａ	東京都渋谷区
株式会社ＢＩＲＤＭＡＮ	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2020年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ブランディング事業	122（2）名	33名増（-名増）
合計	122（2）名	33名増（-名増）

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63（1）名	3名増（-名増）	30.80歳	1.89年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	323,835千円
株式会社りそな銀行	237,499千円
株式会社武蔵野銀行	91,660千円
株式会社千葉銀行	45,830千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社BIRDMAN他１社を連結子会社といたしました。また、株式会社ARUYOについては、清算結了により連結の範囲から除外しております。さらに北京伊藤商貿有限公司は、第三者割当増資により出資比率が低下し関連会社となったため連結範囲から除外し持分法適用会社としております。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　6,900,000株

② 発行済株式の総数　2,444,000株

③ 株主数　1,546名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
伊達　晃洋	1,110,000株	45.41%
有限会社T	300,000	12.27
野村信託銀行株式会社（投信口）	218,200	8.93
仲亀　敦	71,600	2.93
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	48,400	1.98
瓜生　健太郎	37,500	1.53
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	33,100	1.35
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	32,000	1.31
株式会社ワンセンチュリーカンパニー	27,600	1.13
中山　慶一郎	24,600	1.01

（注）自己株式は所有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日			2015年12月17日	2017年７月18日
新株予約権の数			100個	710個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　5,000株 （新株予約権１個につき50株）	普通株式　35,500株 （新株予約権１個につき50株）
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 7,000円 （１株当たり　140円） （注）１、２	新株予約権１個当たり 30,000円 （１株当たり　600円） （注）１、２
権利行使期間			2017年12月18日から 2025年12月17日まで	2019年７月19日から 2027年７月18日まで
行使の条件			（注）３	（注）３
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　5,000株 保有者数　1名	新株予約権の数　710個 目的となる株式数　35,500株 保有者数　3名
		社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

			第４回新株予約権
発行決議日			2018年７月19日
新株予約権の数			540個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　27,000株 （新株予約権１個につき50株）
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 43,330円 （１株当たり　866円）
権利行使期間			2020年７月20日から 2028年７月19日まで
行使の条件			（注）３
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　410個 目的となる株式数　20,500株 保有者数　2名
		社外取締役	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　5,000株 保有者数　1名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数　30個 目的となる株式数　1,500株 保有者数　1名

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3．新株予約権行使の条件

（1）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社、当社関係会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関係会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

（2）新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

（3）その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊達　晃洋	株式会社カラス　取締役 株式会社噂　取締役 株式会社円卓　取締役 北京伊藤商貿有限公司　総経理 株式会社BIRDMAN　取締役
取締役副社長	牧野　圭太	株式会社カラス　代表取締役 株式会社BIRDMAN取締役
取締役	仲亀　敦	北京伊藤商貿有限公司　副総経理 株式会社BIRDMAN　取締役
取締役	小野川　翼	株式会社カラス　取締役
取締役	谷口　翔太郎	株式会社BIRDMAN　取締役
取締役	玉塚　元一	株式会社デジタルハーツホールディングス 代表取締役社長CEO 株式会社デジタルハーツ　代表取締役社長 ヤマハ発動機株式会社　社外取締役 ラクスル株式会社　社外取締役 トランスコスモス株式会社　社外取締役
取締役 （監査等委員・常勤）	松崎　文治	北京伊藤商貿有限公司　監事
取締役 （監査等委員）	松木　大輔	松木法律事務所　所長 地盤ネットホールディングス株式会社　社外監査役 株式会社グッドコムアセット　社外取締役
取締役 （監査等委員）	阿部　慎史	阿部慎史公認会計士事務所　所長 ブレイクスルーパートナー税理士法人　代表社員

（注）１．取締役玉塚元一氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員・常勤）松崎文治氏、取締役（監査等委員）松木大輔氏及び取締役（監査等委員）阿部慎史氏は、社外取締役であります。
３．当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を選定しております。
４．当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③　取締役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (1)	74百万円 (6)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	11 (11)
合　　計 （うち社外取締役）	9 (4)	86 (18)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年9月26日開催の第5回定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月26日開催の第5回定時株主総会において、年額30百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役玉塚元一氏は、株式会社デジタルハーツホールディングスの代表取締役社長ＣＥＯ及び株式会社デジタルハーツの代表取締役社長であります。また、ヤマハ発動機株式会社、ラクスル株式会社及びトランスコスモス株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。

・取締役（監査等委員）松崎文治氏は、北京伊藤商貿有限公司の監事であります。

・取締役（監査等委員）松木大輔氏は、松木法律事務所の所長、地盤ネットホールディングス株式会社の社外監査役及び株式会社グッドコムアセットの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。

・取締役（監査等委員）阿部慎史氏は、阿部慎史公認会計士事務所の所長及びブレイクスルーパートナー税理士法人の代表社員であります。当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
社外取締役 玉　塚　元　一	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
社外取締役（監査等委員・常勤） 松　崎　文　治	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会では、主に大手企業における組織運営やガバナンス構築等に関する豊富な経験を活かし、必要に応じて発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 松　木　大　輔	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての経験や高い見識を活かし専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 阿　部　慎　史	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士・税理士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規範」を制定しそれらを執務室に掲示し、月次で行われる全体会議においても随時コーポレート・ガバナンスについて確認することにより、役職員が日常の業務執行において、法令及び定款に適合した行動を意識できるように心掛けております。

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監査に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当が、内部監査規程に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役又は業務執行取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを

定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全取締役及び従業員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

月１回開催される定例取締役会において、月次決算及び業務にかかる報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化が取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

⑤　当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程の定めにより、子会社に対する適正な経営管理を行うための報告事項等を定めております。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って子会社の取締役の職務執行を直接管理監督が可能な体制を確保し、損失の危険に関して十分に管理を行っております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って子会社の取締役の職務執行を直接管理監督が可能な体制を確保することにより、効率的に職務執行を行っております。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、子会社に対しても当社の内部監査規程に基づき、内部監査担当部署により当社同等レベルの監査を行っております。

⑥　監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果を監査等委員会に報告しております。

⑦　上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。

⑧　監査等委員への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制

監査等委員は、取締役会やその他の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、それに対する報告を求めることができるものとしております。

また、取締役及び使用人は、職務執行に関し、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員に報告を行うものとしております。さらに監査等委員から要請があった場合には、業務執行に関する事項について、速やかに報告を行うものとしております。

ロ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告するための体制

当社グループの取締役及び従業員は、内部通報制度の通報状況を含め重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとしており、監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとしております。

⑨　上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員へ報告した取締役及び従業員に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護しております。

⑩　監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとしております。

⑪　その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、取締役社長を含む取締役及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定・施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるリスク・コンプライアンス体制の整備、維持、向上のため、管理部部長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置・開催しております。また、当社のリスクの早期発見等を目的として、弁護士及び管理部人事総務グループを通報窓口とする内部通報制度を構築するとともに、重度、高度な判断が必要とされるリスクが予見・発見された場合には、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を構築しております。

４．会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しております。しかしながら、現在は成長過程であることから、内部留保の充実を図ることで、財務体質の強化と運転資金、設備投資に充当することで、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

連結貸借対照表

(2020年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,026,149	流動負債	448,027
現金及び預金	615,125	買掛金	97,519
受取手形及び売掛金	323,698	１年内返済予定の長期借入金	188,738
未成業務支出金	18,980	未払金	33,736
前払費用	20,107	未払法人税等	27,852
立替金	7,382	未払消費税等	16,765
その他	40,856	その他	83,417
固定資産	362,191	固定負債	512,073
有形固定資産	82,970	長期借入金	512,024
建物及び構築物	84,128	繰延税金負債	49
工具、器具及び備品	15,241	負債合計	960,101
機械装置及び運搬具	3,297	(純資産の部)	
減価償却累計額	△19,697	株主資本	428,971
無形固定資産	17,537	資本金	355,858
ソフトウエア	335	資本剰余金	348,393
ソフトウエア仮勘定	17,202	利益剰余金	△275,279
投資その他の資産	261,683	その他の包括利益累計額	△781
投資有価証券	117,263	為替換算調整勘定	△781
長期貸付金	19,060	非支配株主持分	50
繰延税金資産	37,583	純資産合計	428,240
敷金	90,825		
長期未収入金	266,223		
貸倒引当金	△269,273		
資産合計	1,388,341	負債純資産合計	1,388,341

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,121,035
売上原価		1,285,480
売上総利益		835,555
販売費及び一般管理費		910,123
営業損失		74,568
営業外収益		
受取利息	40	
為替差益	5,785	
給付金収入	4,000	
貸倒引当金戻入額	1,950	
その他	1,882	13,658
営業外費用		
支払利息	1,761	
持分法による投資損失	2,061	
本社移転費用	22,061	
その他	2,040	27,924
経常損失		88,834
特別利益		
持分変動利益	1,048	1,048
特別損失		
減損損失	245,480	
固定資産除却損	203	
貸倒引当金繰入額	266,223	511,907
税金等調整前当期純損失		599,693
法人税、住民税及び事業税	34,817	
法人税等調整額	△24,152	10,664
当期純損失		610,357
非支配株主に帰属する当期純損失		19,014
親会社株主に帰属する当期純損失		591,342

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	340,983	333,518	316,063	990,564	△281	△281	13,277	1,003,560
当連結会計年度変動額								
新株の発行	14,875	14,875		29,750				29,750
親会社株主に帰属する当期純損失			△591,342	△591,342				△591,342
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					△500	△500	△13,226	△13,726
当連結会計年度変動額合計	14,875	14,875	△591,342	△561,592	△500	△500	△13,226	△575,319
当連結会計年度末残高	355,858	348,393	△275,279	428,971	△781	△781	50	428,240

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	６社
連結子会社の名称	株式会社カラス
	株式会社噂
	株式会社円卓
	株式会社Spark
	株式会社arca
	株式会社BIRDMAN

当連結会計年度において株式会社arcaを新規設立により、株式会社BIRDMANを株式取得により、連結の範囲に含めております。また、株式会社ARUYOについては、清算結了により連結の範囲から除外しております。さらに、北京伊藤商貿有限公司は、第三者割当増資により出資比率が低下し関連会社となったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	１社
持分法適用会社の名称	北京伊藤商貿有限公司

北京伊藤商貿有限公司は、第三者割当増資により出資比率が低下し関連会社となったため、持分法を適用した関連会社に含めております。また、北京伊藤商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく決算数値を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ａ．有価証券

その他有価証券

時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

ｂ．たな卸資産

未成業務支出金	個別法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a．有形固定資産	当社及び連結子会社は定率法を採用しております。 ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　　10年～18年 工具、器具及び備品　４年～８年
b．無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

７年間の定額法により償却を行っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．追加情報

（会計上の見積りにおける一定の仮定）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内外の企業等が予定していたイベント等は相次いで中止又は延期となっております。この影響を受け、当社グループの受注も大幅に減少し、当連結会計年度の業績に大きな影響を及ぼしております。

このような状況のもと、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が翌連結会計年度も継続すると仮定し、現時点において入手可能な情報に基づき、のれんを含む固定資産の減損会計や投融資の評価等の会計上の見積りを行っております。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　2,444,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　67,500株

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

賃貸借契約に基づく敷金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は、そのほとんどが２ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ａ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、取引先の信用状況を定期的に把握し、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約締結に際し預託先の信用状況を把握しております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額に表されております。

ｂ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するためのデリバティブの利用はありません。ただし、今後の金利情勢如何では金利変動リスクを回避するためのデリバティブの導入を検討してまいります。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

ｃ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金及び預金	615,125	615,125	－
②受取手形及び売掛金	323,698	323,698	－
③長期未収入金	266,223		－
貸倒引当金（※１）	△266,223		－
	－	－	－
資産計	938,823	938,823	－
①買掛金	97,519	97,519	－
②未払金	33,736	33,736	－
③未払法人税等	27,852	27,852	－
④長期借入金（※２）	700,762	700,762	－
負債計	859,869	859,869	－

（※１）　長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※２）　長期借入金については１年内返済予定分を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期未収入金

長期未収入金については、貸倒に対する信用リスクを加味して算定した貸倒引当金を計上しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

① 買掛金、② 未払金、及び③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	117,263
敷金	90,825

投資有価証券は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価の対象に含めておりません。

賃借物件において預託している敷金については、退去による返還までの期間を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

（注）３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	615,125	－	－	－
受取手形及び売掛金	323,698	－	－	－
合計	938,823	－	－	－

（注）４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	188,738	162,097	147,402	109,992	92,533	－
合計	188,738	162,097	147,402	109,992	92,533	－

５．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　175円20銭

（2）１株当たり当期純損失　246円02銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

７．その他の注記

（企業結合等関係）

取得による企業結合

当社は、2019年10月17日開催の取締役会において、株式会社BIRDMANの株式を取得し子会社とすることを決議し、2019年11月28日付で株式を取得しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

ａ．被取得企業の名称

株式会社BIRDMAN

ｂ．事業内容

広告宣伝事業

② 企業結合を行った主な理由

M&Aによってクリエイティブ力・開発能力を活用し、事業シナジーの創出が当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断したためであります。

③ 企業結合日

2019年11月28日（みなし取得日　2019年12月31日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

71.0％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年１月１日から2020年６月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	285,000千円
取得原価		285,000

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等	13,949千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

232,643千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

７年間にわたる均等償却を行っておりましたが、将来キャッシュ・フロー予測に基づく回収可能価額を検討した結果、当連結会計年度末において未償却残高の全額を減損損失として計上しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	170,431千円
固定資産	18,049
資産合計	188,480
流動負債	101,199
固定負債	18,609
負債合計	119,808

貸 借 対 照 表

（2020年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**757,632**	**流動負債**	**317,228**
現金及び預金	419,883	買掛金	84,241
受取手形	10,562	１年内返済予定の長期借入金	186,800
売掛金	169,022	未払金	11,281
未成業務支出金	8,731	未払費用	29,013
前払費用	19,632	未払消費税等	1,670
短期貸付金	80,000	前受金	40
立替金	3,499	その他	4,180
その他	46,299	**固定負債**	**512,024**
固定資産	**375,440**	長期借入金	512,024
有形固定資産	**82,970**	**負債合計**	**829,252**
建物	84,128	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	11,012	**株主資本**	**303,820**
減価償却累計額	△12,170	**資本金**	**355,858**
無形固定資産	**17,537**	**資本剰余金**	**345,858**
ソフトウエア	335	資本準備金	345,858
ソフトウエア仮勘定	17,202	**利益剰余金**	**△397,895**
投資その他の資産	**274,932**	その他利益剰余金	△397,895
投資有価証券	97,468	繰越利益剰余金	△397,895
関係会社株式	55,295	**純資産合計**	**303,820**
長期貸付金	3,050		
繰延税金資産	31,419		
敷金	90,748		
長期未収入金	266,223		
貸倒引当金	△269,273		
資産合計	**1,133,072**	**負債純資産合計**	**1,133,072**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,496,119**
売上原価		**910,508**
売上総利益		**585,610**
販売費及び一般管理費		**746,354**
営業損失		**160,744**
営業外収益		
受取利息	144	
受取配当金	71,267	
業務受託料	91,788	
その他	11,827	175,027
営業外費用		
支払利息	1,642	
本社移転費用	22,061	
その他	700	24,404
経常損失		**10,121**
特別損失		
減損損失	28,350	
関係会社株式評価損	298,949	
貸倒引当金繰入額	266,223	593,522
税引前当期純損失		**603,644**
法人税、住民税及び事業税	858	
法人税等調整額	△19,424	△18,566
当期純損失		**585,077**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	340,983	330,983	330,983	187,182	187,182	859,148	859,148
当期変動額							
新株の発行	14,875	14,875	14,875			29,750	29,750
当期純損失				△585,077	△585,077	△585,077	△585,077
当期変動額合計	14,875	14,875	14,875	△585,077	△585,077	△555,327	△555,327
当期末残高	355,858	345,858	345,858	△397,895	△397,895	303,820	303,820

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金　　個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法を採用しております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　10年～18年
工具、器具及び備品　４年～８年

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウエア　５年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．追加情報

（会計上の見積りにおける一定の仮定）

「連結注記表　２．追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。

３．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	89,727千円
短期金銭債務	13,839千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	18,500千円
仕入高	107,166千円
営業取引以外の取引高	161,927千円

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式評価損	91,538千円
貸倒引当金	82,451千円
繰越欠損金	12,186千円
減損損失	8,680千円
未払賞与	5,465千円
福利厚生積立金	1,854千円
資産除去債務	376千円
未払事業税	300千円
その他	1,998千円
繰延税金資産小計	204,852千円
評価性引当額	△173,432千円
繰延税金資産合計	31,419千円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社BIRDMAN	(所有)直接71.0%	役員の兼任金銭の貸付	資金の貸付	80,000	短期貸付金	80,000
				利息の受取	102	その他流動資産	102

(注) １．取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注) ２．資金の貸付については、市場金利等を勘案して利息を合理的に決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	124円31銭
(2) １株当たり当期純損失	243円41銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

（企業結合等関係）

「連結注記表　７．その他の注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年８月19日

株式会社エードット

取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

東京都中央区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　晃　一　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　松　本　浩　幸　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エードットの2019年７月１日から2020年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エードット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年８月19日

株式会社エードット

取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

東京都中央区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　晃　一　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　松　本　浩　幸　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エードットの2019年７月１日から2020年６月30日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年７月１日から2020年６月30日までの第８期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年８月20日

株式会社エードット　監査等委員会

常勤監査等委員　松　崎　文　治　㊞

監 査 等 委 員　松　木　大　輔　㊞

監 査 等 委 員　阿　部　慎　史　㊞

（注）　監査等委員松崎文治、松木大輔及び阿部慎史は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	だて あきひろ 伊達晃洋 （1984年11月７日）	2012年７月　当社　設立　代表取締役社長（現任） 2016年４月　㈱エードット・マネジメント（現㈱アスラボ）設立　代表取締役 2016年８月　㈱カラス　取締役（現任） 2016年12月　㈱噂　設立　代表取締役 ㈱ＵＭＩＵ（現㈱円卓）　取締役（現任） 2018年４月　北京伊藤商貿有限公司　総経理（現任） 2019年12月　株式会社BIRDMAN　取締役（現任）	1,110,000株
2	まきのけいた 牧野圭太 （1984年11月21日）	2016年８月　㈱カラス　設立　代表取締役（現任） 2017年７月　当社　取締役（現任） 2019年12月　株式会社BIRDMAN　取締役（現任）	－
3	たにぐちしょうたろう 谷口翔太郎 （1987年１月29日）	2010年４月　大和証券㈱　入社 2017年７月　ラクサス・テクノロジーズ㈱東京支社長 2019年１月　当社　入社　新規事業開発室室長 2019年７月　当社　経営戦略室室長 2019年９月　当社取締役（現任） 2019年12月　株式会社BIRDMAN　取締役(現任)	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	玉塚元一（たまつかげんいち） （1962年５月23日）	1985年４月　旭硝子㈱　入社 1998年７月　日本アイ・ビー・エム㈱入社 1998年12月　㈱ファーストリテイリング　入社 2002年11月　同社　代表取締役社長兼COO 2005年９月　㈱リヴァンプ設立　代表取締役 2011年３月　㈱ローソン副社長執行役員COO 2014年５月　同社　代表取締役社長 2016年６月　同社　代表取締役会長CEO 2017年３月　ヤマハ発動機㈱　社外取締役（現任） 2017年６月　㈱ハーツユナイテッドグループ（現㈱デジタルハーツホールディングス）代表取締役社長　CEO（現任） 2017年９月　当社　社外取締役（現任） 2017年10月　㈱デジタルハーツ　代表取締役社長（現任） 2017年10月　ラクスル㈱　社外取締役（現任） 2019年６月　トランスコスモス㈱　社外取締役（現任）	10,000株
5	※ 川上裕義（かわかみひろよし） （1977年８月５日）	2001年４月　㈱電通　入社 2005年12月　ＫＰＭＧ税理士法人　入社 2006年11月　三井物産㈱　入社 2011年６月　㈱リクルート　入社 2014年９月　デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社　入社 2016年10月　アマゾンジャパン合同会社入社 2017年４月　㈱ アダストリア 入社	－

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．玉塚元一氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏が選任された場合、引き続き東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
４．玉塚元一氏は、長年企業経営等に携わってきた豊富な経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
５．玉塚元一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
６．当社は玉塚元一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損

害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、玉塚元一氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第２号議案　ストック・オプション（新株予約権）を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の監査等委員ではない取締役の報酬額は、2017年９月26日開催の当社第５回定時株主総会において、報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）、監査等委員である取締役分は年額30百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないとご承認頂いております。本株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、当社の取締役に対し報酬等として20百万円以内において、下記記載のとおり新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。なお、現在の取締役は６名（監査等委員である取締役を除く。）でありますが、本株主総会における第１号議案が原案どおり可決されますと取締役は５名（監査等委員である取締役を除く。）となります。

記

１．有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行する事が必要な理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の当社業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ること。

２．新株予約権の上限

400個を上限とする。

このうち、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は300個を本株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

３．新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後２年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。

４．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本株主総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

５．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない

日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下ⅰ、ⅱ、又はⅲの各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、１円未満の端数を切り上げる。

ⅰ　当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ　当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii　当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8．新株予約権の取得条項

(1)以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ又はⅴのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ　当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ⅱ　当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

ⅲ　当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

ⅳ　当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ⅴ　新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2)新株予約権者が、下記11.(1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

９．合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1)交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記4．に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

ⅰ　交付される１個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅱ　再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記5.で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
(8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
(9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　渋谷東口ビル１階
ＴＫＰガーデンシティ渋谷　ホールＡ
電話番号　03-6418-1073

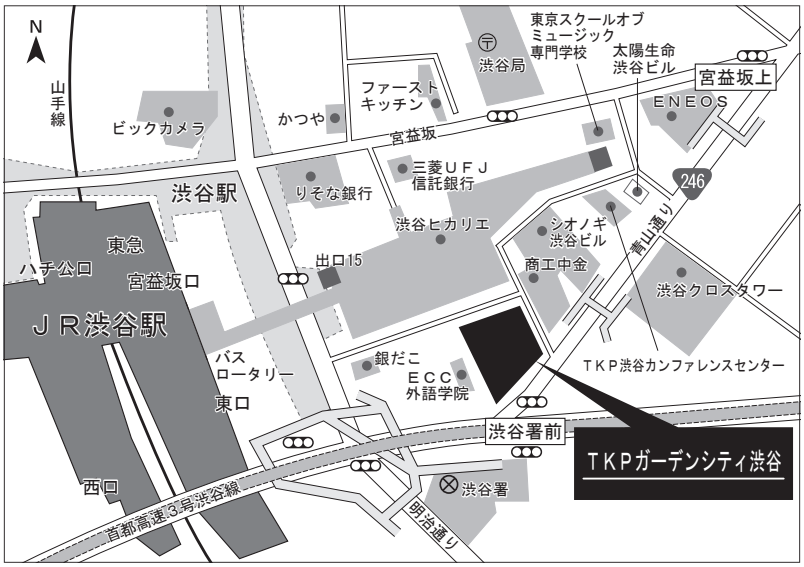

交通　▶ＪＲ山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩３分
▶東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
15番出口より徒歩２分
▶東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩３分